

農産物検査地域登録検査機関の変更登録、更新および登録の申請時における手数料のキャッシュレス決済について

令和7年3月24日
滋賀県農政水産部
みらいの農業振興課

滋賀県の受付窓口でキャッシュレス決済が可能となったことに伴い、農産物検査地域登録検査機関の変更登録、更新および登録の申請時における手数料についても、キャッシュレス決済が可能になりました。

つきましては、下記のとおり取り扱いますので、ご確認のうえ、申請をお願いします。

記

1 キャッシュレス決済について

- ・キャッシュレス決済を行うためには、事前に「キャッシュレス決済依頼書」（以下「依頼書」）を受け取ったうえで、県の受付窓口（各地域農業農村振興事務所農産普及課または、会計管理局管理課；滋賀県庁本館1階）にて手続きする必要があります。
- ・事前に行う申請書類等の内容確認については、従来通りメールで書類を提出していただき、みらいの農業振興課で書類の確認・審査を行い、申請書が完成した後、決済方法の照会を行いますので、その際、キャッシュレス決済を希望された場合、当課で「依頼書」を発行させていただきます。
- ・当課が発行した「依頼書」を上記の県の受付窓口を持参し、決済をしてください。
※なお、ご利用いただける決済ブランドは次ページのとおりです。
- ・受け取ったレシート等は持ち帰りいただきますが、申請書の原本は県の窓口にお渡しください。
- ・収入証紙の貼り付けによる申請を希望される場合、これまでどおりの方法で受理します。

2 取扱開始日

令和7年4月1日

滋賀県の受付窓口で

キャッシュレス 決済

がご利用いただけます！



スマホ



クレジットカード
ICカード



滋賀県イメージキャラクター
うおーたん

ご利用いただける 決済ブランド

クレジットカード



電子マネー



コード決済(スマホ決済)



※PiTaPaはご利用いただけません。

✓ 微信支付



令和6年(2024年)9月現在の取扱ブランド名を記載しております。

ご利用時の注意点

- ・レシートの再発行は行いません。
- ・現金との併用、他のキャッシュレス決済との併用はできません。
- ・窓口でのチャージはできません。
- ・キャッシュレス決済をご利用いただいた場合、**決済時に領収書は発行できません。**

